令和3年度　福祉で学ぶ！訪問講座　実施要領

１　目　　的

本事業は、幅広い県民の福祉理解を促進するため、学校や地域、企業等における学びや体験活動を支援するとともに、福祉・介護・保育（以下「福祉等」という）の仕事の「楽しさ、広さ、深さ」について理解を促進し、今後、福祉・介護・保育に携わる人材を育成するため、長野県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が講師の派遣や講座の開催支援を行うものです。

２　実施主体

社会福祉法人長野県社会福祉協議会（長野県委託事業）

３　協力団体

長野県社会福祉法人経営者協議会／長野県介護福祉士養成施設連絡会／

公益社団法人長野県介護福祉士会／公益社団法人長野県社会福祉士会

４　講座テーマ及び対象

本事業で実施する講座テーマ及び主な対象は以下のとおり

（１）福祉なんでも学習！

「福祉」や「多様性」「共生」に関心を持ってもらい、学びや体験を通して理解を広げるための講座です。

[主な対象者：小学生、中学生、高校生、大学・短大・専門学校の学生、その保護者、社会人など]

（２）仕事の魅力発見！

福祉・介護・保育の職場で働く職員や専門の教員から、仕事の魅力やエピソード、関連する資格などについて学ぶ講座です。

[主な対象者：中学生、高校生、大学・短大・専門学校の学生、その保護者、福祉等の仕事に関心のある社会人など]

（３）共生・福祉の課題探求！

福祉等に関心を持つ層を広げていくため、高等学校や大学などの探求学習を想定して、多様な分野で学ぶ学生が、SDG’sの視点から共生や福祉の地域づくりを学ぶ取り組みを支援するための講座です。

[主な対象者：高校、大学・短大・専門学校の学生など]

５　実施方法及び経費の負担

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 講座種別 | 主な流れ | 経費の負担 | 申込方法 |
| 講師等派遣講座 | 1. 申し込み 2. 県社協は、当該市町村の社会福祉協議会や福祉介護・事業所と連携しながら、講師を調整し派遣します。 3. 講座終了後、参加者アンケートの記入・回収 | 講座実施に係る経費は県社協が負担します。 | 「講師派遣　申込書（様式１）」を講座希望日の6週間前までに県社協へお申し込みください。（注１） |
| 学校や企業、公民館等の希望に応じて講師を派遣する講座 |
| 協働講座 | 1. 申し込み 2. 協働事業の実施の可否について県社協より通知 3. 事業実施後、「報告書・請求書（様式３）」を提出 4. １カ月以内に県社協より指定口座に経費を支払います。 | 事業費の一部を県社協が負担。  （注２） | 「協働事業申請書（様式２）」を実施予定日の6週前までに県社協へ申請してください。 |
| 福祉教育推進団体（市町村社会福祉協議会、福祉・介護事業所、ボランティア・ＮＰＯ団体等）が行う講座の経費を、県社協が補助することにより協働開催とする講座 |

注１：ホームページの入力フォームからも申し込むことができます

注２：１団体あたりの申請上限及び対象経費、講師謝金等については別表のとおり

６　問合せ・申込先

社会福祉法人　長野県社会福祉協議会　福祉人材センター

〒380-0936　長野市中御所岡田98-1

TEL.026-226-1882　 FAX.026-228-0130

E-Mail：[vcenter@nsyakyo.or.jp](mailto:vcenter@nsyakyo.or.jp)

申込専用フォーム：<https://bit.ly/3actgP2>

（別表）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請上限 | 対象経費 | 金額（上限） | |
| １件あたりの上限額を５万円とし、１団体の申請上限を原則３件までとします。 | 講師謝金 | 大学講師  専修・各種学校の職員  民間社会福祉団体・施設の長 等 | 30分ごとに6,000円以内 |
| 民間社会福祉団体・施設の職員  市町村社協職員  民生児童委員　　　　　　　　等 | 30分ごとに4,000円以内 |
| 講師旅費 | 実費額とします | |
| 福祉体験等の材料費及び教材賃借料 | 実費額とします | |
| その他県社協が必要と認める経費 | 実費額とします | |

※公的な補助を受けた事業の場合、補助対象外の経費のみを対象とします。